

会議結果報告書

会議名称	第15回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
日時・会場	平成18年4月22日(土) 13:00~18:10 WEST19 研修室A・B・C
出席委員	17名出席(8名欠席)
次回開催	平成18年4月27日(木) 18:30 WEST19研修室(2階)

議題	意見等
1. 報告事項	<p>(1)事務局からの報告 着任職員あいさつ 中間答申書に対する市民意見について</p> <p>(2)市民意見交換会の開催報告 ・意見交換会に出席した委員の代表から報告</p> <p>(3)子ども委員会の開催報告 ・子ども委員会に参加している高校生委員3人が報告</p>
2. 議事 (1)第1章 総則	<p>・本日は、第1章、第2章、第7章、第4章の順に検討を行いたい。(委員長)</p> <p>(目的について) 特に意見なし(第14回検討委員会の時点と変更なし)</p> <p>(定義について) 「子ども」について ・「その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者」の範囲を確認したい。 ・18歳以上、例えば、定時制の生徒であれば、20歳以上の人もおり、日本の法律上、明らかに成人である。この人を本条例の対象とするケースがあると考えたのか。 ・状況によって判断するべきではないかと思う。 ・子どもの権利条例であるから、例外として認めるのは、20歳未満までではないか。 ・大人と子どもの境界をどう考えるか、という問題だと思う。 ・選挙権の有無という視点で見ると、20歳未満という考え方もある。 ・海外では、18歳から選挙権がある国も多く、子どもの権利条約には選挙権のない18歳未満に対する意見表明権の確保という意図もあったのではないかと。 ・仮に例外を20歳未満までと考えた場合、18歳以上20歳未満の「子どもでもなく、成人でもない」、いわゆるグレーゾーンが出来るが、例外であるから、全員が本条例の対象となるわけではない。例えば、権利の侵害などが生じた場合、誰がこのグレーゾーンにいる人を「子どもである」と判断するのか。施設長、市長、あるいは本人か。 ・それはケースバイケースということではないか。 ・例えば、本人が判断するのであれば、例外の規定とはいえず、定義で「20未満」とするのと同じことになってしまうのではないかと。 ・今回の検討委員会における結論として、本条例における「子ども」は原則18歳未満とする。また、例外扱いとなるケースについては、上限を20歳未満と定め、18歳から19歳の期間における例外ケースを引き続き検討する。 ・胎児に関しては、民法上は原則的に権利能力の主体ではないこと等を踏まえ、本条例における「子ども」の中には定義しない。 ・胎児について言及しようとする場合は、妊婦に関する言及の中で触れることになるのではないかと。</p> <p>「育ち学ぶ施設設置管理者」について ・起草ワーキングでは、「育ち学ぶ施設」の定義から自明であり、あえて定義する必要はないと判断した。 異論なし</p> <p>「子どもの育ちや成長に関わる大人」について ・起草ワーキングでは、子どもの育ちや成長には全ての大人が関わるのであるから、定</p>

<p>(2)第2章 権利普及</p>	<p>義する必要はないと判断した。 異論なし</p> <p>「3. 責務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起草ワーキングでは、総則に「責務」を追加することとした。 ・よいのではないかと、特に異論はない。 <p>「1. 子どもの権利の日」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利の日を具体的にいつにするかを明記する方法もあるが、本条例に明記しない場合は、議会で議決する、市長に委ねる、別条例で決める、などの方法がある。 ・川崎市が「権利の日」を設けた目的、意図は、子どもの権利の普及啓発活動を推進することにある。検討委員会では、条例の施行日を「権利の日」とするよう提案しているが、一般に条例の施行日は4月1日などとう例が多い。その場合、学校が春休み中である。子どもの権利の普及啓発という目的であるならば、施行日でない方がよいのではないかと。 <p>「2. 市民活動と連携した広報」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民活動」だけでなく、学校を通じた普及啓発も重要だと思うので、ここにそのような文言を追加してはどうか。 ・次の「3. 学習等への支援」の中に、そのような意味合いが含まれているので、あえて追加する必要はないのではないかと。 ・「市民活動」という表現に違和感がある。「市民活動」と言うと、いわゆる市民活動団体を連想する。市が特定の団体を選定して支援するかのような印象を受けるので、「市民の活動」と表現してはどうか。 ・「市民の活動」と修正する。 <p>「3. 学習等への支援」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起草ワーキングでは、「自分の権利、みんなの権利」という表現を追加した。 ・良いと思う。 ・「みんなの権利、自分の権利」としてはどうか。 ・順序としては、「まず、自分にはどんな権利があるのだろう、というのがあって、それから他者へ目を向ける」「まず自分を大切にしなければ、他人を思いやることはできない」と考えると、「自分の権利」を先に記す方がよいのではないかと。 ・「学び、知る」の次に「実践すること」という意味合いの言葉を加えてはどうか。 ・たしかに、「学び、知った権利を正しく行使する」という意味での「実践する」の追加はよいのではないかと。 ・「実践する」と書いてしまうと、「実践しなければならない」といった責務のようなものがあるという印象を受ける。正しい情報を与えることが重要であり、どう行動するかは本人に任せる、ということが良いのではないかと。「実践する」までは書き込まない方がよいと思う。 ・最初から正しく権利を行使することができるわけではない。子どもは、失敗も含めて様々な体験をすることによって、正しく権利を行使することを知っていく。この体験が大切である。 ・子どもに対する大人の役割に関する解説は、「権利行使の調整ルールを、正しく教える必要がある」よりも「権利行使の調整ルールを理解し実践できるように伝える責任がある」の方がよいのではないかと。
<p>(3)第7章 子どもの権利オンブズパーソン</p>	<p>「1. 救済制度の創設」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救済制度の創設については、異論はないが、札幌市らしい救済制度を考えるのならば、そのための新たな検討委員会を設置して、ゼロから議論を始めた方がよいのではないかと。今の条例案は、川西市のオンブズパーソン制度と同じものを想定している。しかし、川西市と同じ制度が本当に札幌市に適合しているのかはわからない。そうした状況であるのに、今回、条例に書き込むことによって、かえって今後の議論に制約を課してしまうことになるのではないかと。それが、札幌市にとって、より良い制度を設計する上で支障になっては困ると考える。 ・議論をさらに深めるべきだと思う。救済制度も重要だが、権利侵害が起きないように、予防のための制度も必要だと思う。スクールカウンセラーなど既存の制度もある。子どもにより身近なところでシグナルを受け止めるために大切なことを考えてもよいと

	<p>思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利侵害の救済のあり方として、最も好ましいのは、侵害が起きた場において、回復が図られることだと考える。救済制度を考える際は、侵害の現場となる身近な場における救済のあり方も検討する必要があるのではないか。 ・権利の侵害が起きてしまえば、救済制度があっても、一旦深く傷ついた子どもの心はなかなか回復できない。救済制度よりも、侵害される前に相談できることが重要だ。議論を尽くしていない時点で安易に救済制度について盛り込むべきではないと思う。 ・限られた時間の中であっても、さらに議論をするべきだと思う。現実には、権利の侵害が行われており、それを救済する仕組みがないのが実態だと思う。 ・予防の仕組みも救済の仕組みも両方必要だと思う。予防については、第5章を通じて充実させていくことになるのではないか。 ・救済について検討する上での論点は多数あるので、性急に議論を進めると、議論不足のまま結論を出すことになるのではないか。 ・「権利はあります。しかし、侵害されたときは知りません」という訳にはいかない。最低限の機能を持った救済制度の必要性については、我々の検討委員会として是非明記しておくべきではないかと思う。 <p>「2. 救済の制度設計」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救済の制度設計として、「特別な制度が必要であること」「勧告を行なうことができること」を盛り込むことは、共通理解となっているのではないか。 ・制度設計として提示されている、「特別」「勧告」「独立性」「調査・調整・是正勧告」といった用語は、オンブズマン制度としては重要な要素である。しかし、これらの用語に基づく制度が実際に権利侵害を受けた子どもにどのような影響を及ぼすことになるのか、この点についてある程度具体的に固まるまでは、これらの用語を提示するべきではないと思う。 ・の「調査、調整、勧告、是正要請」の具体的な内容についてよく分からない。また、検討委員会において十分議論していない。大切なのは、子どもに寄り添って相談することだと思う。 ・「相談」という文言はないが、当然、「調査」の前には「相談」がある。また、「子どもに寄り添って」ということは、まさに で「子どもの代理人」ではなく「子どもの代弁者」と表現したことに表われているのだが、 の「調査、調整、勧告、是正要請」の前に「相談」を追加することにする。 ・今回の条例案は、あくまでも川西市の子どもオンブズパーソンのエッセンスであり、「救済制度」一般のエッセンスであるかどうかはわからない。 ・先陣を切って苦労してつくった川西市の制度の良いところを札幌に取り込む、まさに後発のメリットではないだろうか。 ・特別な救済制度を創設すべきである、との考えは全員に共通していると思う。大事に育てていくことを考えると、こうした制度に対してネガティブな人たちを刺激しないような対応が必要だと思う。 ・子どもの権利救済に関する理念をしっかりと書き込みたい。 ・経験を言うと、児童相談所では十分対応してもらえなかったが、こうした救済制度があれば持ち込んだであろうケースが今までに何件かあったので、是非、制度をつくりたいと思う。 ・先ほど、「2. 救済の制度設計」を書き込むと今後の議論の足かせになるという意見があったが、むしろ、本検討委員会の見解として、必要最低限の機能を明記することによって、縛りをかける方が良いのではないのか。
(4) 第4章 子どもの権利保障	<ul style="list-style-type: none"> ・今回予定していた第4章の議論については、次回に行う。 ・次回の検討委員会は当初の予定に追加し、4月27日に開催する。
3. 事務局からの連絡	<p>日程変更</p> <p>4月27日の起草ワーキングを第16回検討委員会に変更（会場も変更） 第16回4月27日（木）18:30～（WEST19研修室） （出席者が過半数に満たない場合は、拡大起草ワーキングとして実施したい）</p> <p>4月27日のあとの検討委員会の予定</p> <p>第17回4月30日（日）13:30～（WEST19研修室：13:00から子ども委員と意見交換） 第18回5月20日（土）13:00～（STV北2条ビル 6階） 第19回5月27日（土）15:00～（WEST19 研修室）</p> <p>起草ワーキング（拡大）の予定</p> <p>5月10日（水）18:30～（未来局大会議室）、5月12日（金）18:30～（未来局 大会議室）</p>